## ○厚生労働省令第二十三号

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)第六条の三第一項の規定に基づき、 医療法施行規則の一部を改正

する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

根本 匠

医療法施行規則の一部を改正する省令

(昭和二十三年厚生省令第五十号)

の一部を次の表のように改正する。

医療法施行規則

厚生労働大臣

☆ 療 ☆ が 関	は也成における日常りは医療の是供や書展管理(略)(略)の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係してものできません。	(7) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (9) (1) (9) (1) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	イ 病院 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項	口 (略) (略) (略) (では強科診療所及び財産所を除く。)	<ul><li>(第一条の二関係)</li></ul>	改正後
(1) 診療所 (略)	(ff (i) (m) (ff (ii) (m) (ff (ii) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m	(1)	イ 病院 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項	ひ3については歯科診療所及ひ財産所を除	(第一条の二関係) (第一条の二関係)	改 正 前

(6) 情報開示に関する体制(5) (略) 査への参加の有無	の生 上の 第一個 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	か 有 標 の 評 の 部 に に 機 に に り に り に り に り に り に り に り に り	第三 医療の実績、結果等に関する事項	(14  (略)
(6) 情報開示に関する窓口の有無(5) (略)	(i) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無(1)~(3) (略) ロ 診療所	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	無 (4) 法令上の義務以外の院内感染対策 (1)~(3) (略) (1)・(i) (略) (i)・(i) (略) (i)・(ii) (略) (i)・(ii) (略) (i)・(ii) (略) (i)・(ii) (略) (i)・(ii) (略) (i)・(ii) (略)	(11)(6)(2)(3)(6)(3)(4)(5)(6)(11)(6)

(1) (7) (新設) (新設) (新設) (新設) (略) (略) (3) (2) (略) (略) (略) (略)

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。